

海外渡航 安全管理マニュアル

(2024 年度学生海外派遣研修参加者向け)



独立行政法人国立高等専門学校機構
長岡工業高等専門学校
危機管理室

令和 6 年 7 月

目 次

第1章 渡航前に行うこと

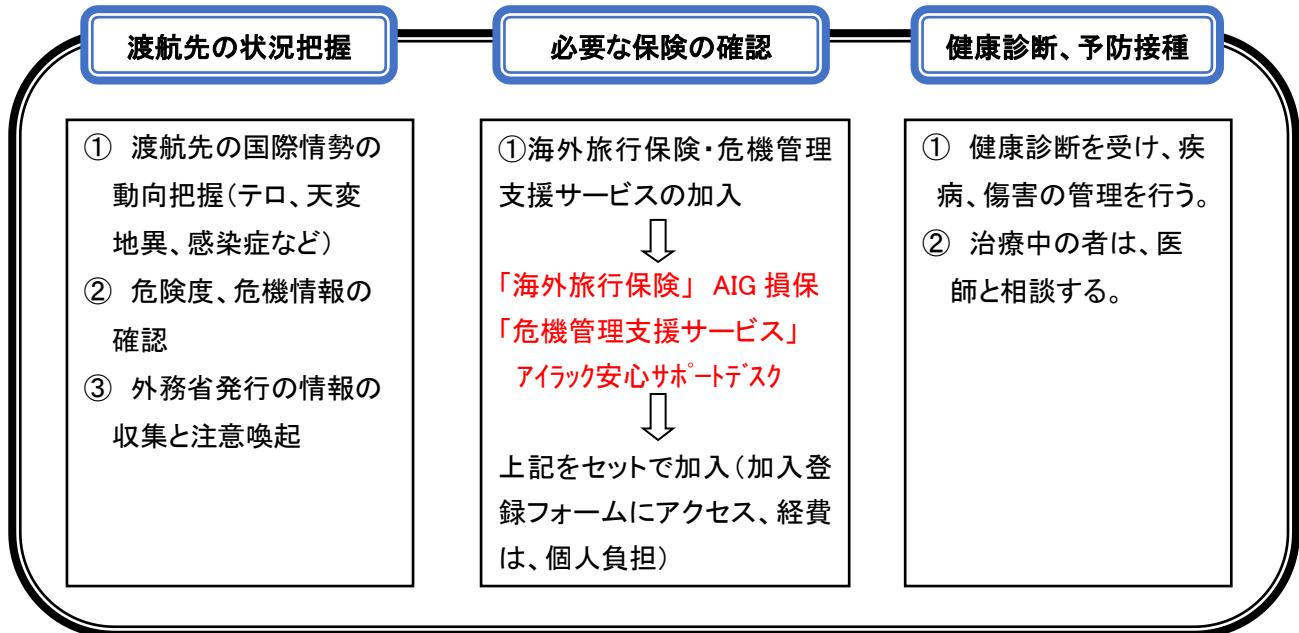
1 基本事項	1
2 必要な保険への加入と確認	2
3 危機管理情報の収集と確認	4
4 病気対策	5
5 海外旅行保険および危機管理支援サービスのご案内	6
6 アイラック安心サポートデスク	7

第2章 渡航中に行うこと

1 安全確保、健康管理、連絡先の確認	13
2 想定される危機発生	13
3 渡航者がとるべき対応	14
4 在外公館一覧	16
5 安全な海外旅行のための心得5箇条（外務省海外安全HPより）	17

第1章 渡航前に行うこと

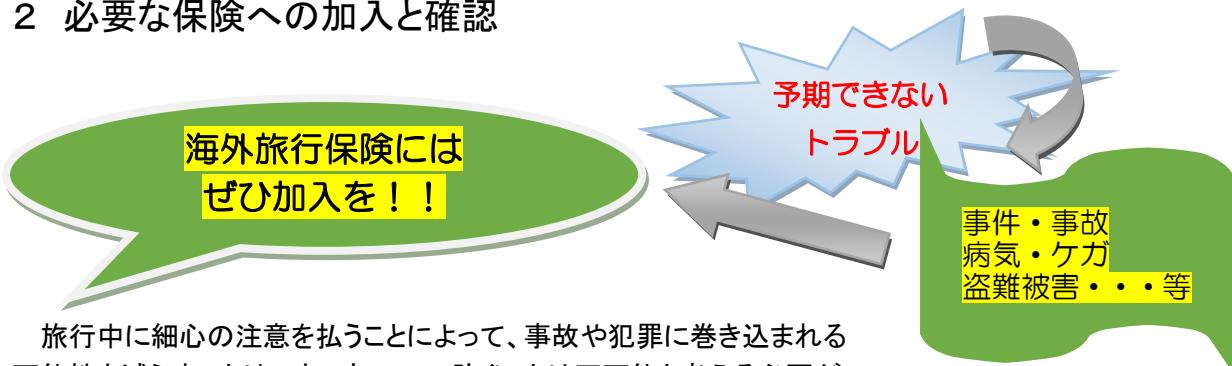
1 基本事項



携行品チェックリスト ◆渡航前に必ず以下の携行品をチェックしましょう。

- 有効な旅券(パスポート) ※有効期限を必ず確認しましょう。
- パスポートの写しおよびパスポート用写真(縦4.5cm 横3.5cm) ※紛失時等の申請用
- 予防接種(必要に応じて) ※検疫・税関情報を確認のうえ判断する。
- 航空券 ※出発便・到着便の確認
- 渡航計画・日程表
- 現金、外貨、クレジットカード等
- 海外旅行保険証券(保険内容のわかるもの)
- 常備薬、生理用品等
- 眼鏡、コンタクトレンズの予備
- 変圧器、変換プラグ等
- 海外渡航安全管理マニュアル(本冊子)

2 必要な保険への加入と確認



旅行中に細心の注意を払うことによって、事故や犯罪に巻き込まれる可能性を減らすことはできても100%防ぐことは不可能と考える必要がある。研修参加者は、本校が指定する海外旅行保険に参加者が同一の補償内容により加入し、更に大きな事故、事件、災害等に対応できるよう併せて「海外危機管理サービス」を加入することとなり、安心して海外での研修に参加できる体制となっている。

海外旅行保険(AIG 損保):学校指定

(参考)主な補償内容(総合的に保障するタイプの場合)

<AIG 損保海外旅行保険の特長より>

補償区分 (保険金額)	補償内容
傷害死亡 (1,000万円)	渡航中に、事故によるケガが原因で死亡した場合
傷害後遺障害 (1,000万円)	渡航中に、事故によるケガが原因で身体に後遺障害が生じた場合
治療・救援費用 (無制限)	渡航中に、ケガや病気で治療を受けた場合の治療費や3日以上入院し、日本から親族が現地に駆け付ける場合等
※疾病応急治療・救援費用 (300万円)	渡航開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気が原因で、渡航中にその症状の急激な悪化により医師の治療を受けた場合
※緊急歯科治療費用 (10万円)	渡航中に歯科疾病(虫歯等)の治療を受けた場合
疾病死亡 (500万円)(32日以上:1,000万円)	渡航中に、病気が原因で死亡した場合
個人賠償責任 (1億円)	渡航中に、他人にケガを負わせたり、店の品物を壊して賠償責任を負った場合等
携行品損害 (31日以内対象:30万円)	渡航中に、携行したパソコン、デジカメ等が盗まれたり、落下させ破損した場合等
生活用動産(長期用) (32日以上対象:30万円)	保険期間中に発生した偶然な事故によって、所有する物又は旅行行程開始前にその旅行のために他人から無償で借りた物、旅行の目的のために供される宿泊施設又は居住施設に保管中の物について、損害が生じた場合
航空機寄託手荷物遅延 (10万円)	航空機搭乗時、預けた手荷物が到着後6時間以内に目的地に運搬されなかった場合等
航空機遅延費用 (2万円)	悪天候や機体の異常などの理由で、搭乗予定の航空機が6時間以上遅延したり、欠航・運休となった場合等

※を付した補償区分:31日以内に適用

注) 海外の滞在地や往復の航空機内だけでなく、住居から往きの空港に着くまでや
帰りの空港から住居までといった、日本国内で発生した事故についても補償対象となる。

◆ 海外旅行保険以外の学生に係る損害保険の補償内容について

【学校又は高専機構で加入する保険】

日本スポーツ振興センター災害共済給付 (全員加入:学校一括加入、保険料は各自負担)

学校の管理下で学生の災害(負傷、疾病、傷害又は死亡)が発生したときに、災害給付を行う公的給付制度。

- 学校の管理下の範囲…授業中、部活動、運動会、遠足、修学旅行、海外派遣研修、登校・下校中等
- 災害の範囲(保険料負担額:1人あたり 1,930 円 **うち学生負担 1,550 円**、高専機構負担 380 円)

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	学校の管理下の事由によるもので、 療養に要する費用の額が 5,000 円以上 のもの	医療費 医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10 (そのうち 1/10 の分は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が定められている。)に「療養に要する費用月額」の 1/10 を加算した額。また入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額。
疾病	学校の管理下の事由によるもので、 療養に要する費用の額が 5,000 円以上 のもののうち、 内閣府令で定めるもの ・給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・溺水 ・熱中症 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	
傷害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が 治った後に残った傷害で、その程度により第1級から第14級に区分される	傷害見舞金 4,000 万円～88 万円 (通学中の災害の場合 2,000 万円～44 万円)
死亡	学校の管理下の事由による 死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000 万円(通学中の場合 1,500 万円)
	学校の管理下において 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 2,800 万円(通学中の場合 1,400 万円)
	学校の管理下において 運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,400 万円(通学中の場合も同額)

(参考)日本スポーツ振興センターホームページ「よくあるご質問(学校の管理下の範囲)」より抜粋
Q 海外での修学旅行や研修は、給付対象になりますか?

A 学校が編成した教育課程又は教育計画に基づき教師の適切な監督指導の下に実施される修学旅行や海外研修については、給付対象になります。国内で実施される研修等と同様の形態で実施する場合が該当します。

(独)国立高等専門学校機構 損害保険プログラム (高専機構で加入、学生の保険料負担なし)

第三者の財物に損害もしくは第三者へ傷害を与えた場合、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険に加入 ⇒ 総合賠償責任保険(海外活動特約)

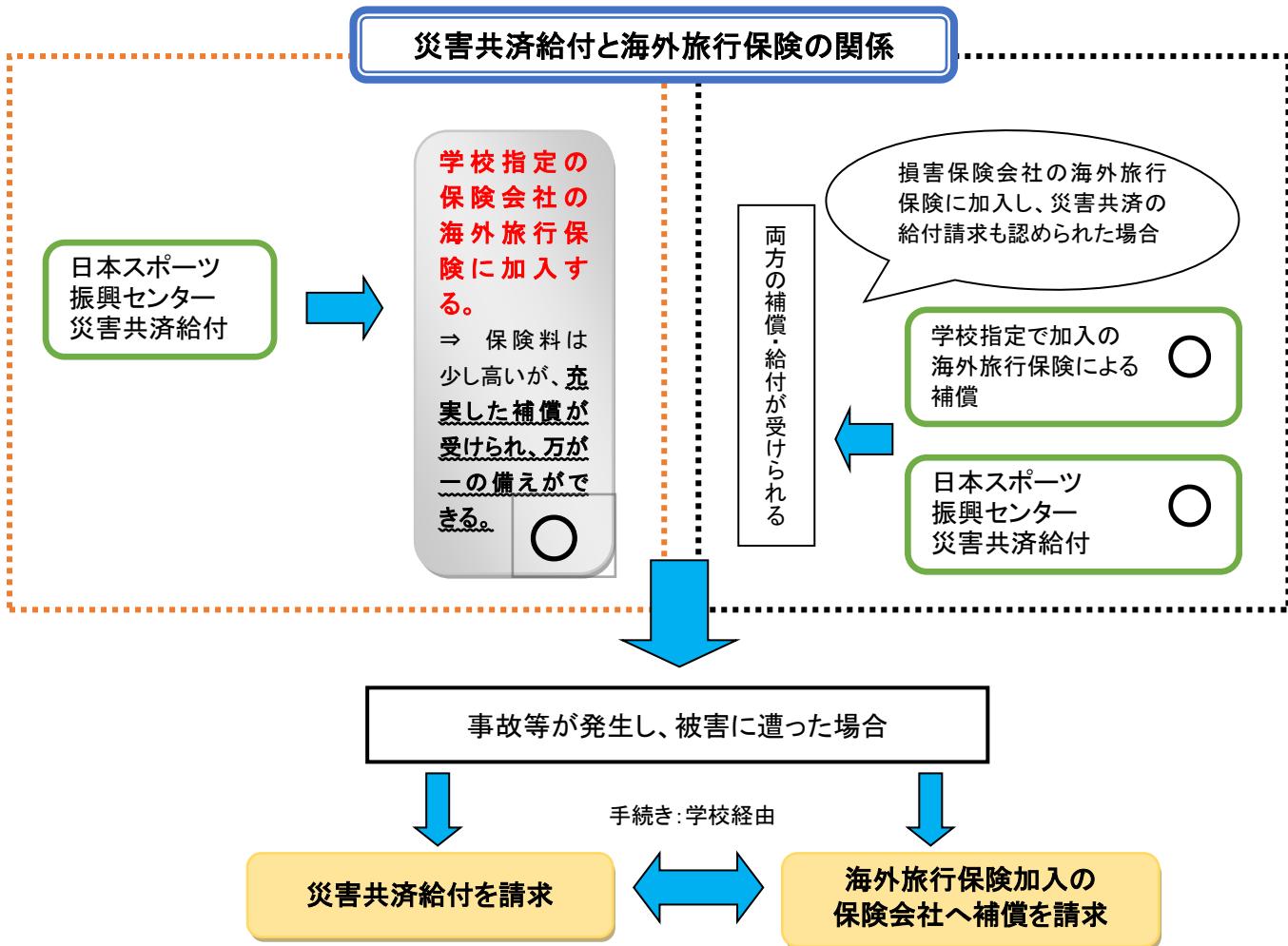
(例) 学校の管理下における海外派遣研修中に、学生が第三者に傷害を与えてしまい、学生が高専機構と同時に訴えられ、法律上の損害賠償責任が発生した場合

第三者への賠償

- < てん補限度額 20 億円(1事故・期間中通算) >
- < 免責金額 なし(1事故あたり) >
- ・損害賠償金(治療費、入院費、慰謝料、休業補償、財物損壊に係る修理費等)
- ・訴訟費用
- ・損害防止軽減費用
- ・求償権保全費用
- ・初期対応費用

学生への補償

- ※上記の例で**学生自身も傷害を被った場合に限り補償**
- < てん補限度額(1事故・期間中通算) >
- ・見舞金 10万円を限度とする見舞金
(死亡及び後遺傷害1～3級の場合)



3 危機管理情報の収集と確認

危険を未然に防ぐため、研修先の渡航国に関する情報を下記のホームページで事前に収集し、確認するように心がける。

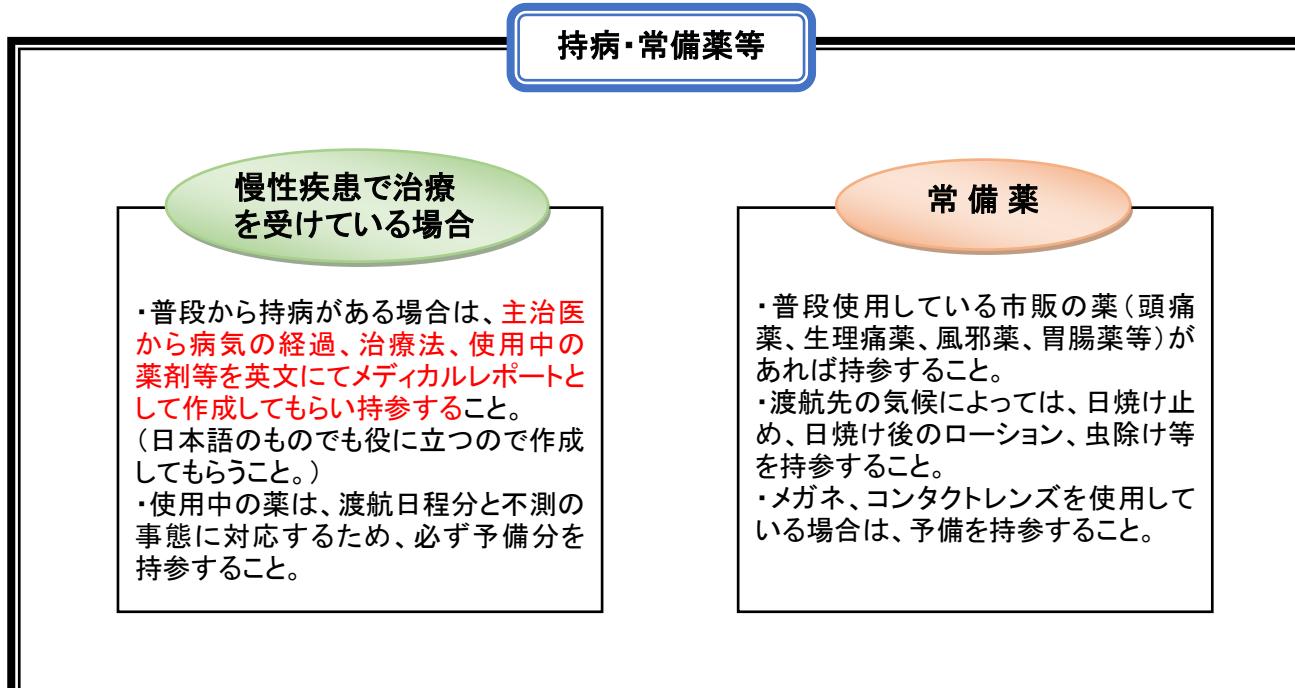
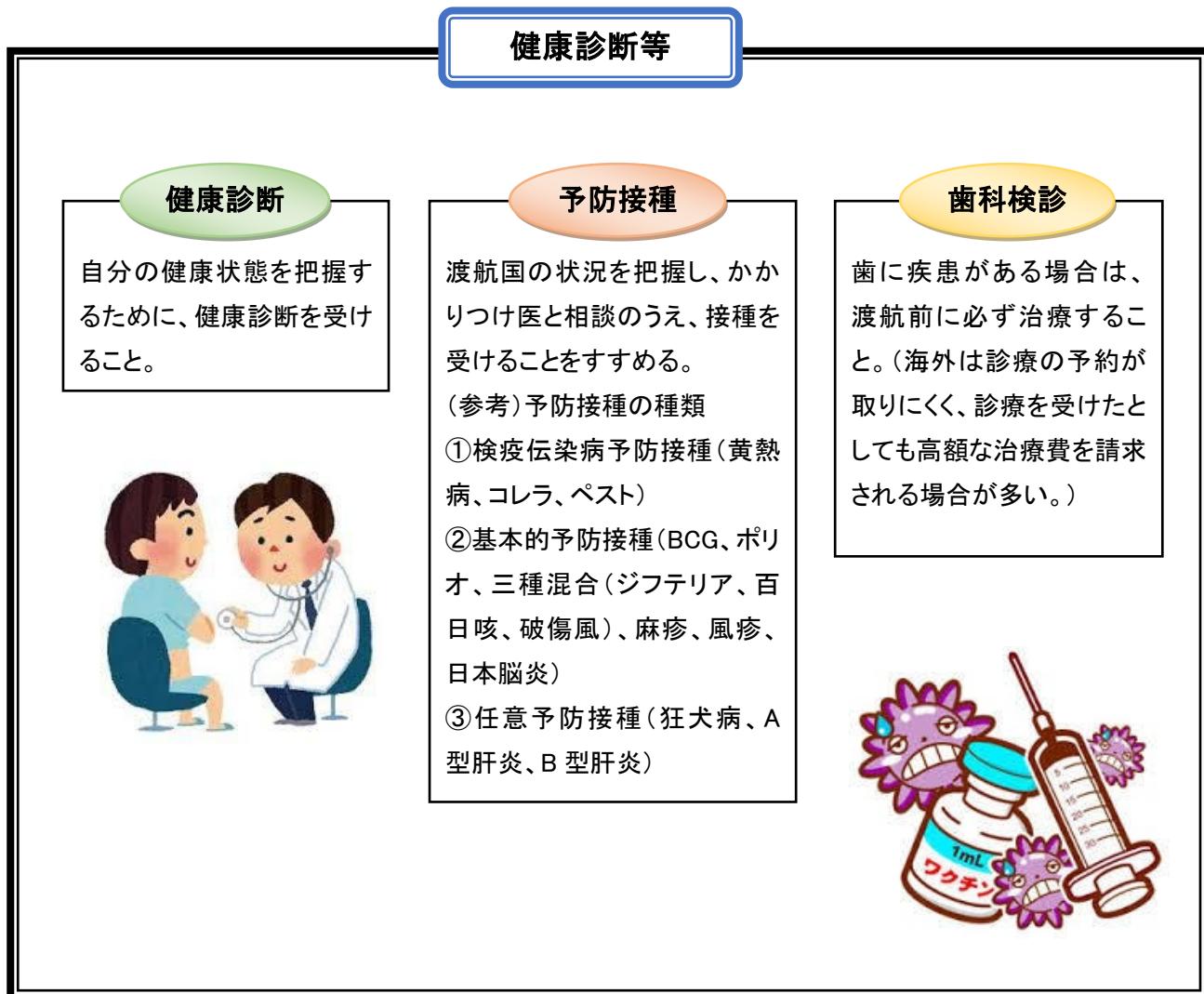
海外安全情報一般

- ・外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/>
- ・外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>
- ・国際協力機構 JICA - 国際協力機構

疾病情報

- ・厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>
- ・国立感染症研究所 感染症疫学センター <http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>
- ・CDC 疾病対策センター(米国) <http://www.cdc.gov/>
- ・WHO 世界保健機構 <http://www.who.int/en/>

4 病気対策



海外旅行保険および危機管理支援サービスのご案内

海外留学は、日本では得られない貴重な経験や知識を習得する大変有意義な機会です。しかし、海外での緊急事故や重症等の不測の事態に遭遇した場合、日本とは比較にならない高額の医療費や救援費用等がかかることがあります。また現地で保険に加入する場合、日本との往復や第三国に旅行した場合は補償されない等の制限がある場合があります。そのため本学のプログラムを通じて留学する学生の皆さんには、本学指定の海外旅行保険に加入すること、ならびに日本アイラックの危機管理支援サービスに登録することを義務付けています。本学はAIG損保と包括的な契約を締結しており、これにより一般的な海外旅行保険より、大変お安く加入できます。(包括割引5%)

本学が指定している海外旅行保険の補償内容や保険金額は、海外留学に適した必要最低限のものとなります。詳細は、以下のURLまたはQRコードより、加入登録フォームにアクセスし、確認してください。
保険や危機管理支援サービスに関する質問や手続方法等は、事務代行を委託している「イーコールズ」までお願いします。

手続方法について

○以下の手続方法に従って、加入手続を行ってください。



チャットボットのご案内

手続・支払方法や外国語保険加入者証の依頼方法等、24時間チャットボットが自動で

お困り事やご質問にお答えします！ご質問がある方は、まず右QRコードを読み取り

チャットボットでご確認ください。



チャットボット

保険の概要

ご自身が加入できる補償内容・保険金額は、上記の加入登録フォームで確認出来ます。



また、保険の詳しい内容は、右のQRコードから保険の概要をご覧ください。

※概要には、ご加入いただく海外旅行保険に付帯していない補償項目も掲載しています。

保険の概要

【保険・加入手続に関するお問い合わせ先】

事務代行 イーコールズ株式会社 カスタマーセンター

電話 03-5614-0696 E-Mail kanyu@e-calls.co.jp

103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町1-5-3 陽光日本橋馬喰町ビル9F

【受付時間】

10:00～18:00

土日祝日/夏季/
年末年始休業日除く

イラック安心サポートデスク

- 国際ホットライン 24時間365日いつでも相談可能
- 緊急 ALERT! 専用アプリProFinder → 安否確認、アラート情報



学生

保証人の代行連絡可



アプリ

↑
↓
安否確認

長岡高専
(日本)

アプリ通話、国際フリーダイヤル等



日本イラック
安心サポートデスク
日本語 英語

24時間365日
アドバイス提供



←
対応報告
対応支援



アプリ通話 ProFinder専用機能 * 通話料無料



国際フリーダイヤル * 国際通話料無料

電話のかけ方注意 国番号81不要、+発信不要
現地には国際電話ができないSIMがある！



連携・協力

AIG損保
イーコールズ

外務省
在外公館

国際ホットライン【24時間365日年中無休の相談窓口】

対応言語 = 1. 日本語、 2. 英語 通訳可（交渉不可）

連絡手段 = 1. 音声通話  アプリ通話、国際フリー代ダイヤル、コレクトコール、有料代ダイヤル
*国により設定の有無あり

2. アプリ問合せフォーム、Eメール → 緊急ではないご相談用



◆ 国際ホットラインとProFinder設定方法はEメールでお知らせ 

◎ 弊社クラウドシステムへ登録完了 → Eメール送信（2通）

1. 国際ホットラインを確認（印刷可）

2. 出発までにスマホへPro Finderを設定  （設定説明動画あり）

◆ 国際ホットラインのご利用にあたって



出発後、事故やトラブルなど緊急時、いつでもご利用可能

例) 事故、自然災害、盗難被害、体調不良やケガ、乗り継ぎトラブルなど

対応できない内容例 ※携帯電話の接続トラブル、メールの不調等 → 契約先の会社へ
(個別契約、代行等) ※クレジットカードのキャッシングや限度額変更等 → カード会社へ

参考 日本アイラックアプリ Pro Finder 主な機能

更新後画面



安否確認や

注意情報
が入ります
安否はワンタッチ
「無事を知らせる」

【送信例】

大きな地震、テロ、銃撃事件など
➡ アイラックから安否確認 or 注意情報送信

国際ホットライン

24時間サポートデスクへ
の緊急連絡はここから



アプリ通話、電話等

出発前：グレーアウト ➡ 出発日：利用可

困ったときに

登録情報

日本大使館・総領事館の連絡先

ご利用にあたって

よくある質問

日本語(Japanese)

英語(English)

日本語 英語
言語選択が可能

困ったときに

対応方法が確認できる

登録情報

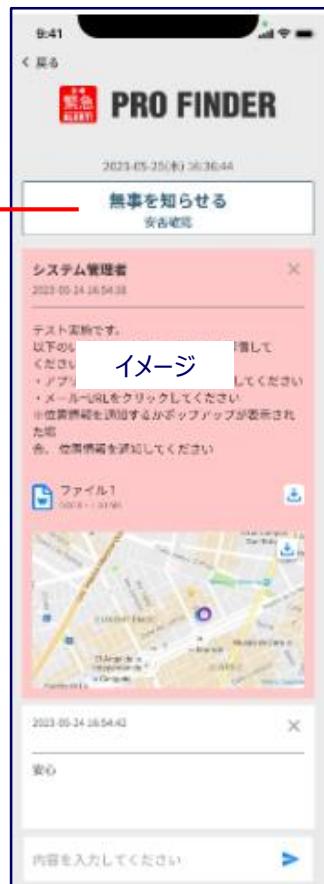
メールアドレス追加や
お電話番号、保険
情報等が追加可能
3アドレスまで追加可

日本大使館・総領事館へ
電話連絡可能

通知設定を
必ずオンに！

※アプリ通話は接続が弱いと通話できません。また緊急時に備え必ず国際電話ができるようにされてください。

※現地でSIMをカード購入される際は、必ず国際電話ができるSIMカードを確認の上で購入ください。



Pro Finder設定手順

手順1

Pro Finderをインストール

Android, iPhoneへ
下記いずれかから

- ・QRコード
- ・メール記載URL



手順2

Pro Finderを立ち上げ、
アプリIDを入力



設定完了

出発までに設定
してください
(海外ではインストールできない場合があります)

- ・お送りするメールは2通
- ・メール記載のパスワードはアプリIDではありません!

アプリID確認方法

- ①メールの「あなたのID」リンクをクリック
- ②別メール記載のパスワードをリンク先へ入力
- ③以下の画面が表示
アプリIDをPro Finderへ入力



安否確認システム(Pro Finder) 登録情報

お名前	お名前
アプリID	XXXXXX
登録期間	2019-05-10 ~ 2020-05-13
所属先	所属大学など
国	タイ
都市	バンコク

Pro Finderのご利用は上記ご登録本人に限定させて

印刷

印刷可能です
控としてお持ちください

R&C
Find a Solution
R&Cソリューションズ

日本アイラックのアプリ『Pro Finder』ご利用方法
本アプリの使用は、緊急時の速やかな海外安否確認の手段等を目的として、所属先が許可しています。

QRコード

アプリをダウンロード
グーグル (Android)
アップル (iOS)

GooglePlay
AppStoreにて
「アイラック「プロ・ファインダー」」
で検索も可

アイコン
緊急
ALERT

PRO FINDER

安否確認
アラート情報
国際ホットライン

困ったときに
登録情報

日本語(Japanese)
英語(English)

イメージ

※画面に表示された両電話番号をタップするとそのまま発信ができます。
但し、スマートフォンの種類、バージョン等により
異常の動作が異なる場合がありますのでご注意ください。

困ったときに
対応方法が確認できる

日本大使館・総領事館へ
電話連絡可能

登録情報からGmail等メールアドレスや
お電話番号、保険情報等追加可能です
第3者アドレスまで直通可

※現地でSIMカード購入される際は、必ず国際漫遊ができるSIMカードを確認の上で購入下さい
サービス提供会社：日本アイラック株式会社

② ID入力→設定完了
※正確にご入力ください
※ネットに接続し入力してください

↓ご注意とよくある質問↓

① Pro Finderは、日本アイラックのクラウドシステムへ登録された期間の終了日プラス3日間までお使い頂けます。アプリは無料です
② Pro Finderは、現地滞在中不測の緊急事態が発生した際に、迅速に皆さんの安否確認などを使用を想定したアプリです。
※通話費用が発生する場合は皆様の負担となります。予めご了承ください。
△ 端末の通知設定は必ずオンにしてください。オンにしませんと受信に気付けません！
△ 皆さんからアイラックへの緊急連絡は国際ホットラインからご連絡ください！

従来型携帯(ガラケー)やパソコンで
Pro Finderを利用できますか？

家族など複数の端末でPro Finderを
利用できないのか？

端末にあまり多くのアプリを
入れたくない

Pro Finderはスマートフォン専用です。従来型携帯やノートパソコンのみお持ちの場合、メールによる安否
確認が可能ですが、Pro Finderの
その他機能は利用できません。

できません。Pro FinderのIDは
登録いただいた特定の個人に対し
付与されているため、ご本人様以外
の利用は固くお断りします。

緊急時の利用を前提に、通常時に
端末の負担とならないよう、
軽くシンプルな作りとなっており
ます。ご理解下さい。

所届先からむやみに位置情報を
取られないのか？

Pro Finderにはアプリ連絡があるの
で電話ができないとも問題ないか？

メッセージのやりとりが外部に
漏洩しないか？

管理画面から端末の位置情報を一
方的に取得することはできません。
ご安心ください。

救急車や大使館など電話を使用する
状況は多くある上、ネットが弱い
場合には使用できません。国際電話
が使用可能なように準備ください。

一般公開されるSNSではないため
内容が第三者に見られることは
ありません。

↑『ご利用方法』は、
メール記載のURLリンクから

アプリ設定の流れ



Pro Finderアイコン

Pro Finderをインストールしたら、
タップしてアプリを開いてください



利用規約

Terms of service

同意するをタップ！

その際、位置情報をONにした場合に端末の位置情報を通知することに同意します。

Warning

Your institution/organization can confirm your safety by using the Pro Finder service application if they deem it necessary to use in a state of emergency.

I agree to notify my personal location information to my home university by setting on GPS or allow the use of location information on my mobile device.

同意しない
Disagree

同意する
Agree

*出発日になると全ての機能が
使用可能になります



タップ！



タップ！

設定完了
ご出発迄に完了してください





アプリPro Finderのご利用にあたって



- ログインIDや登録期間、利用方法、注意事項等はWeb上で確認可能 ※必ずご確認ください
- Pro Finderは日本アイラックへ登録の帰国日プラス3日まで利用可能です
- Pro Finderは、日本出発後、海外滞在中不測の事態が発生した際の緊急連絡、情報受信や安否確認を迅速に行うためのスマホアプリです ※通信費用が発生する場合は皆様のご負担となります 予めご了承ください

△通知は必ずオンに設定

△緊急時のアイラックへの連絡は音声通話で！

アプリIDは印刷できるが現地に持参すべきか？

アプリ通話があれば電話は不要ではないのか？

友人や家族が使用することは可能か？

念のため持参ください

電話は必要です。緊急時ほど電話を使用する機会が増えるため現地では国際電話ができる状態にして下さい

IDはご登録の本人へ付与されます。ご本人様以外の利用は固くお断りします

端末にあまり多くアプリを入れたくない

大学からむやみに位置情報を取られないのか？

メッセージのやりとりが外部に漏洩しないか？

極力軽くシンプルに開発しております。
弊社からアラート情報を
お送りすることもありますので是非ご利用下さい

各端末の位置情報は、本人様が通知しない限り取得できぬ仕様となっています

一般公開されない仕様のため、内容が第三者に見られることがありません

第2章 渡航中に行うこと

1 安全確保、健康管理、連絡先の確認

安全確保	健康管理	連絡先の確認
<p>①現地の状況(大規模な事件、事故の有無等)をニュース、インターネットを通じて確認すること。</p> <p>②在外公館への在留届出の提出を行うこと。(災害やテロなどの緊急時の安否確認、退避の連絡・保護が受けられる。)</p> <p>※短期間(1週間前後の出張、研修等)の場合は、届出の義務はない。</p> <ul style="list-style-type: none">・3か月以上の滞在は、提出が義務・3か月未満の滞在であっても、危険地域の場合は届出る。	<p>①食べ物・飲み物には、十分注意し、体調が悪い場合は、我慢せずに引率教員、同行教職員に連絡すること。</p> <p>②生水、生ものは避け、食事は衛生状態の良い店でとるようにすること。</p> <p>③病気、けがによる医療機関を受診する場合は、必ず渡航前に海外旅行保険に入り、保険証とパスポートを必ず持って受診すること。</p>	<p>①現地に着いたら学校への連絡が正しく行えるか確認すること。</p> <p>②定期的にメール等により家族・保護者に連絡をとることを忘れないようにすること。</p>

イカのおすし



2 想定される危機発生

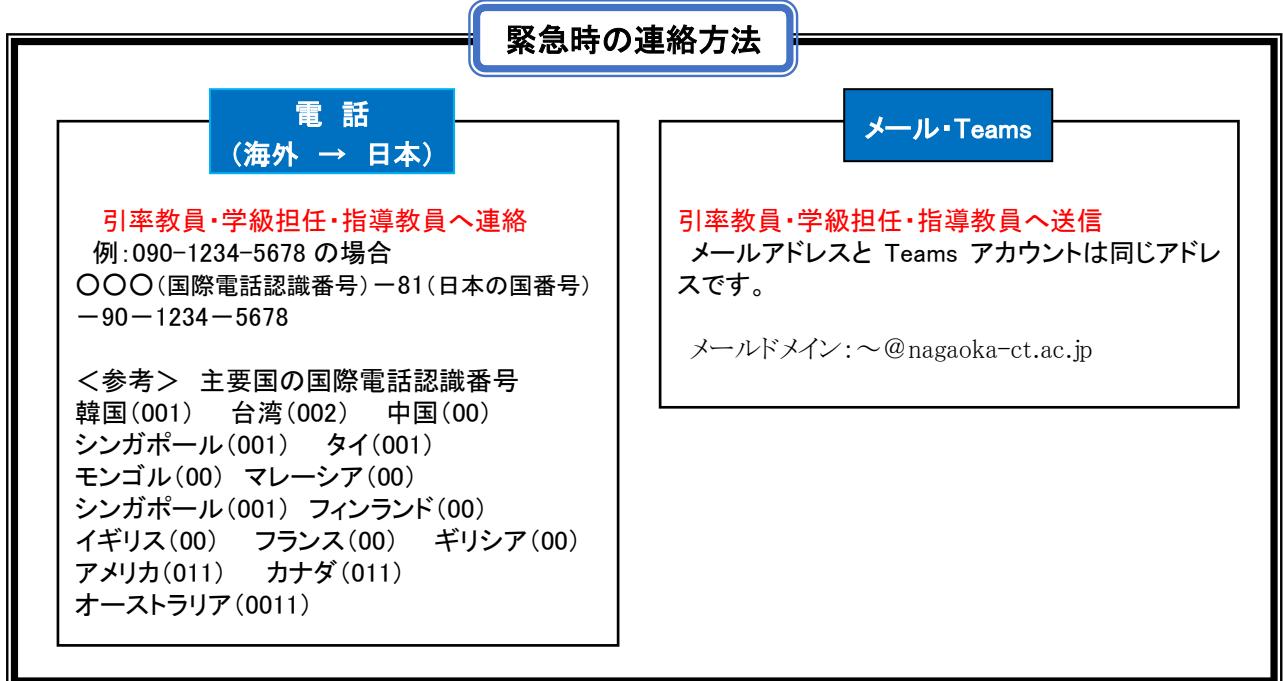
天災、テロ、感染症、飛行機・列車事故などとの遭遇

事件・事故の被害者または加害者

病気、事件、事故などによる重篤な状態または急逝

3 渡航者がとるべき対応

慌てずに自分の身の安全を確保しながら、下記に連絡をいれる。連絡は、電話・メール等常に複数の手段で行うこと。



※ 海外での Microsoft アカウントの利用について

皆さんの Microsoft アカウントの2段階認証は、主に以下の2つの方法のどれかが設定されていると思います。

- ①代替の電話番号(SMS)
- ②認証アプリ(標準では Microsoft Authenticator)

しかし、海外でSIMを購入するとスマホの電話番号が使えなくなる可能性があるため、上記①で認証している方は、海外で2段階認証できず、Outlook や Teams が使用できなくなる恐れがあります。

そのため、出発前に②の Microsoft Authenticator での認証に設定変更していただくことをおすすめいたします。

(もとから Microsoft Authenticator での認証を利用している場合は変更不要です。)

②の Microsoft Authenticator での認証に設定変更するためには以下の URL にアクセスしてサインインして、サインイン方法の追加をクリックして認証アプリを選択してください。

<https://mysignins.microsoft.com/security-info>

<緊急連絡先等> **万が一のために以下に記載しておきましょう。**

所属・氏名	学科・専攻科名		学年・氏名	
パスポート No.				
ビザの種類 (該当者のみ)				
加入保険会社名	AIG損害保険株式会社			
保険証券番号				
緊急連絡先	学校代表電話	携帯電話から (0を長押し +表示 → -81-258-32-6435 *夜間・休日は、警備員が対応)		
	本人(TEL)			
	旅行会社名			
	(TEL)		(E-mail)	
	学級担任 指導教員	(氏名)	(TEL)	(E-mail)
国内連絡先 (自宅)	住 所			
	氏 名 (ふりがな)			
	渡航者との関係			
	(TEL)		(E-mail)	

4 在外公館一覧

大使館名	住所、TEL、FAX ホームページリンク先
在タイ日本国大使館 (Thailand Embassy of Japan)	177 Witthayu Road, Lumpini, Pathum Wan, Bangkok 10330, Thailand 電話: (66-2) 696-3000, 207-8500 http://www.th.emb-japan.go.jp/
在モンゴル日本国大使館 (Mongolia Embassy of Japan)	Elchingiin gudamj 10, Ulaanbaatar 14210, Mongolia (Central P.O. Box 1011) 電話: (976-11) 320777 (注) モンゴルの国番号 976 の前に、国際電話・ファックス発信のための番号(電話会社により異なります)を必ず押して下さい。 https://www.mn.emb-japan.go.jp/
在マレーシア日本国大使館 (Malaysia Embassy of Japan)	11, Persiaran Stonor, Off Jalan Tun Razak, 50450 Kuala Lumpur, Malaysia 電話: (60-3) 2177-2600 https://www.my.emb-japan.go.jp/
在フィンランド日本国大使館 (Finland Embassy of Japan)	Unioninkatu 20-22, 00130 Helsinki, Finland 電話: (358-9) 686-0200 https://www.fi.emb-japan.go.jp/
在シンガポール日本国大使館 (Singapore Embassy of Japan)	16 Nassim Road, Singapore, 258390, Republic of Singapore 電話: (65) 62358855 Fax: (65) 67331039 http://www.sg.emb-japan.go.jp/index_j.html

5 安全な海外旅行のための心得5箇条 ~外務省海外安全HPより~

1. 現地の法律を守り、風俗や習慣を尊重すること。

当然のことですが、旅行先では、その国の法律に従って行動しなければなりません。各国の法律は、その国にある宗教や文化等と密接に繋がっているため、日本では比較的軽い犯罪と見なされる行為であっても、国によっては信じ難いほど重い犯罪となることもあります。旅行中は常に滞在国の法律を守り、風俗や習慣に配慮した行動をとるよう心がけましょう。

特に薬物犯罪については、近年、多くの国が取締りを強化しています。死刑を含めた厳罰でのぞむ国も珍しくありません。実際、日本人が旅行中に軽い気持ちで薬物に手を出し、または、知人からの依頼を断りきれず「運び屋」となったことでその後の人生を台無しにするほどの重い刑罰を科せられた例もあります。

2. 危険な場所には近づかないこと、夜間の外出は控えること。

一見、安全と思われる国・地域でも特定の場所や時間帯では、危険な場合があります。事前に渡航先の犯罪多発地域をチェックしておき、そうした場所には近づかないことが大切です。また、不案内な外国では、夜間の外出には様々なトラブルがつきものです。特に夜間に少人数で外出することは、場所を問わず控えることをおすすめします。

3. 多額の現金、貴重品は持ち歩かないこと。

一般に、日本人観光客はお金持ちで不用心という印象が流布しています。路上や観光スポットで日本人をターゲットにしたスリや置き引きが各地で多発しています。犯罪者に目をつけられないためには、ひと目で旅行者と分かる身なりは避け、万が一犯罪に遭遇しても最小限の被害ですむよう、外出時には多額の現金や貴重品は持ち歩かないようにしましょう。

4. 見知らぬ人を安易に信用しないこと。

日本人は外国では詐欺の格好のターゲットとされやすいです。特に個人で旅行をする若年者が、見知らぬ人から自宅に誘われたり、飲食物をすすめられ、「いかさま賭博詐欺」や「睡眠薬強盗」の被害に遭った例は少なくありません。見知らぬ人から親しげに声をかけられても、安易に信用することは禁物です。

5. 犯罪被害に遭ったら：命が一番大事。

海外では、犯罪の多くに凶器が使用されています。また、犯罪者はグループで犯行に及ぶことが多く、一見単独行動に見えても近くに仲間がいることがあります。万一、強盗等に遭った際に、犯人の要求に抵抗し犯人を刺激すると、凶器による暴行を引き起こす可能性が高まるため、生命の安全を第一に考え、犯人の要求に抵抗しない態度を示すことが必要です。盗られたものはまた購入することができ、パスポートも再発行が可能ですので、命を第一に考えて行動しましょう。